県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会	1	防犯カメラの設置に対する支援策の創設について	西尾市	1
	2	河川海岸堤防等における地震・津波対策事業の推進及び支援強化について	西尾市	2
社会文教部会関係	3	国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率に対する市町村意見について	犬山市	3
	4	子ども医療に係る福祉医療制度の拡充について	碧南市、常滑市	4
	5	強度行動障害児（者）の支援について	西三河ブロック	5
	6	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成制度の導入について	知多市	6
	7	高齢化社会に向けたバリアフリー化の整備補助について	蒲郡市	7
	8	放課後児童クラブの充実について	新城市	8
	9	少人数指導授業対応教員の配置について	尾張旭市	9
経済部会関係	10	観光施設整備に対する県補助金について	知立市	10
	11	農地中間管理事業の制度改善について	豊橋市	11
	12	三河港における自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	12
	13	道路標示の適切な補修について	半田市	13

行政部会関係

1　防犯カメラの設置に対する支援策の創設について

〔西尾市提出〕

県内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、侵入盗や痴漢、子どもや女性を狙った犯罪などの被害について耳にすることが多いことから、市民の防犯に対する意識が高まってきています。

また、防犯カメラの映像をもとに犯罪捜査が進められ、事件が解決する事例も報道されていることから、犯罪捜査はもとより、犯罪の抑止にも効果があると認識されています。

西尾市においては、２５、２６年度に名鉄西尾駅及び桜町駅自転車駐車場に防犯カメラを設置したところ、抑止効果について充分な結果が得られたので、今後、市内の主な自転車駐車場に設置することを計画しています。

また、地域における防犯カメラの設置を普及させるため、町内会など地域の団体等が防犯カメラを設置する場合の補助制度について、今年度中に要綱を整備し、２８年度からの施行を検討しています。

しかしながら、必要な機能を備えた機材を設置する場合、１基の設置について、２０万～３０万円以上の費用がかかり、さらにその後の維持管理費がかかるため、町内会等の団体にかかる負担は多大であります。また、市の単独補助だけでは、地域の要望すべてに対応することが困難であり、充分な台数を設置することができません。

ついては、**県におかれては、地域の団体等が防犯カメラを設置する際の設置費及び維持管理費、修繕費等にかかる財政的な支援策を講じられるよう要望します。**

2　河川海岸堤防等における地震・津波対策事業の推進及び支援強化について

〔西尾市提出〕

県が管理する河川海岸堤防等の地震・津波対策については、従来からあいち地震対策アクションプランにより取組みが進められており、昨年１２月に策定された第３次あいち地震対策アクションプランにおいては、河川海岸堤防等の耐震化等の推進が重点的に取り組む事項の一つに位置付けられました。

また、市町が管理する海岸堤防等の地震・津波対策については、後背地を一体的に防護するため、県の海岸堤防等における対策とともに進めようと考えていますが、そのためには多額の費用を要することから、国及び県の補助事業による財政支援が不可欠です。

しかしながら、県の河川、海岸事業においては、今後の事業の本格化に伴う事業費の確保や、全国防災対策事業制度が今年度限りであることなどから、予算面において来年度以降の事業推進に懸念を抱いています。県下の河川海岸堤防等の補助事業費全体がまだまだ不足していると感じられ、とりわけ財政規模の小さい市町事業においては、住民が期待する早急な対応ができない状況となります。

巨大地震や津波から住民の「命を守る」ためには、後背地を一体的に防護する河川海岸堤防等の耐震化等の推進が極めて重要です。

ついては、**県におかれては、県が管理する河川海岸堤防等の地震・津波対策事業を着実に推進するとともに、市が管理する海岸堤防等の事業が県の整備に遅れることのないよう、財政的支援の強化を要望します。**

社会文教部会関係

3　国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率に対する市町村意見について

〔犬山市提出〕

国民健康保険制度については、安定的な運営のための財政基盤の強化、医療給付費及び保険料の市町村格差などの課題を解消するため、平成３０年度より国民健康保険の運営主体を都道府県に移管する医療制度改革法が今国会で成立しました。

新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体となり、医療給付費等を基に市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、また、各市町村の被保険者数、年齢構成、標準的な保険税収納率等を基に標準保険料率を算定することとされています。各市町村は、この標準保険料率を参考に、保険料を賦課し、徴収することとなります。

犬山市においては、これまで、国民健康保険税における均等割額、平等割額の引き下げや資産割の廃止、限度額引き上げ等、被保険者の負担能力に応じた税負担を実施するための取組みを行ってまいりましたが、この標準保険料率が導入され保険料が同一化されることにより、低所得被保険者の保険料が上がり、低所得被保険者へ負担がかかることが懸念されます。

ついては、**県におかれては、被保険者の税負担に大きな影響が生じないよう、国保事業費納付金及び標準保険料率を決定する際には、市町村の意見を聴取する機会を設けるなど、各市町村の実情を考慮いただくよう要望します。**

4　子ども医療に係る福祉医療制度の拡充について

〔碧南市、常滑市提出〕

子ども医療については、県の補助制度をベースに各市町村が上乗せをする形で助成を行っています。助成制度は、全国的に見ても、都道府県によってばらつきが見られますが、県内市町村においても、平成２７年４月現在、義務教育終了時までの通院医療費について、県内５４団体中４３団体が自己負担分を全額補助、１０団体が一部助成をしており、助成内容や対象年齢がまちまちです。

市町村にとって、上乗せ助成の財政的負担は大きく、自治体間の競争や財政力により格差が生じ、住民の間で不公平感が生じています。

ついては、**県におかれては、地域格差を解消するため、子ども医療の対象範囲を義務教育終了時まで拡充されるよう要望します。早急な実現が困難な場合は、当分の間、対象範囲を小学校終了時まで、あるいは第３子以降のみ義務教育終了時までとするなどの段階的措置を講じるよう要望します。**

また、**どの地域においても同様の負担で受診できる全国一律の医療保険制度となるよう、制度の見直しについて国に働きかけていただくよう要望します。**

5　強度行動障害児（者）の支援について

〔西三河ブロック提出〕

近年、激しい自傷他害や破壊行為などにより在宅生活が困難となる強度行動障害児（者）が増加傾向にあり、その人数は、療育手帳交付数の概ね１％程度と言われています。強度行動障害児（者）を抱える家族は、身体的にも精神的にも追い詰められるため、本人を施設に入所させなければならないケースもあります。

強度行動障害児（者）を含め、障がい児（者）が利用できる障害福祉サービスは、各市によって状況が異なるものの、年々充実してきています。しかしながら、施設入所に関しては、施設が恒常的に満床状態であるため家族が希望しても入所できなかったり、強度行動障害児（者）の受入については、施設の設備や人員配置、また、他の入所児(者)の安全の確保といった点から入所を拒まれることが多く、施設入所希望者の処遇について苦慮しているところです。

市が入所施設の調整を行っても入所できないことがあること、また、市が単独で入所施設を整備したり、確保したりすることが困難であることなどから、強度行動障害児（者）や、その家族を支援するためには、県内のすべての入所施設を最大限に活用し、強度行動障害児（者）の受入れができる体制を確保する必要があると考えます。

ついては、**県におかれては、強度行動障害児（者）及びその家族が安心した日常生活を送ることができるように、強度行動障害児（者）に係る施設入所にあたって市と協力・連携し、圏域もしくは圏域を超えた調整を主導するなど、積極的に支援・協力をしていただくよう要望します。**

6　軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成制度の導入について

〔知多市提出〕

身体障害者手帳の交付を受けている難聴児については、障害者総合支援法により、補装具として補聴器を購入する際には、補装具費の支給がなされますが、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児については、現在のところこうした支援制度がありません。

軽度・中等度難聴児においては、言語発達や周囲とのコミュニケーションに対する支援が必要であり、子育て支援、良好な教育環境の提供などの充実を図る上で、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入への助成は有効な施策と考えます。

しかしながら、市単独助成とした場合、各自治体によって助成額や要件など基準の設定にばらつきが生じること、また財政面においても充分な支援ができないことなどといった課題があります。

ついては、**県におかれては、県の制度として身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成制度を創設し、県下統一の基準による支援策を講じられるよう要望します。**

7　高齢化社会に向けたバリアフリー化の整備補助について

〔蒲郡市提出〕

急速な高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加したため、高齢者が子どもたちや地域の人々と触れ合う機会が減少しており、認知症高齢者の増加に拍車がかかる環境にあります。

高齢者が健康で元気に過ごすためには、人と交流できる集いの場を確保し、閉じこもりを予防することが重要となります。

しかしながら、高齢者が気軽に集える身近な公民館や地区集会施設等では、トイレの洋式化や手すりなどの整備が遅れ、高齢者が利用しにくい現状があることから、バリアフリー化等の整備を行い、地域活動の基礎を作ることが求められています。

ついては、**県におかれては、それぞれの市町村の実情に応じて、地域に密接した施設をバリアフリー化するための新たな補助制度の創設をしていただくよう要望します。**

8　放課後児童クラブの充実について

〔新城市提出〕

子どもが小学校へ入学すると同時に放課後の子どもの預け先がなくなる、いわゆる「小１の壁」は、全国的な社会問題となっており、都市自治体の少子化対策における重要な政策課題の一つです。

「小１の壁」を克服するにあたり、放課後児童クラブが大きな役割を担うこととなり、都市自治体は、待機児童の解消並びに保育環境の充実を図るため、放課後児童クラブの環境整備を今後さらに進めていく必要があります。

国においては、放課後児童クラブの拡充のため、施設整備に要する経費について「子ども・子育て支援整備交付金」で補助することとし、補助率は国が１／３、都道府県が１／３、市町村が１／３としています。

しかしながら、県の補助金については、国より低い基準額となっているため、放課後児童クラブを新増設する際の市町村に係る費用負担が多大であり、事業の推進が困難な状況です。

ついては、**県におかれては、放課後児童クラブの充実に向けて、より一層取組みを推進するとともに、施設整備に係る補助基準額を国と同等の水準まで引き上げていただくよう要望します。**

9　少人数指導授業対応教員の配置について

〔尾張旭市提出〕

少人数指導授業対応教員の配置は、児童・生徒一人ひとりに行き届いた指導を展開し、基礎基本の定着向上、個に応じた多様な教育の実現に大きな役割を果たしています。

年度末において県教育委員会より、次年度の「小中学校教職員定数配当方針及び教職員定数について（内示）」が示され、その中に少人数指導授業対応教員等の常勤、非常勤の配置数が示されます。

少人数指導授業対応教員の配置数は、毎年一定ではなく、近年、配置数が減少傾向にあります。教員配置の減少分を補うため、市が独自に教員を配置するなどしておりますが、少人数指導体制を維持するために十分な配置を行うには、人的にも財政的にも苦慮しています。

ついては、**県におかれては、教育の質を維持するため、少人数指導授業対応教員の配置数の安定化を図られるとともに、その拡大についても要望します。**

経済部会関係

１０　観光施設整備に対する県補助金について

〔知立市提出〕

知立市は、鎌倉街道や東海道の旧街道が市内を横断しており、旧街道付近の史跡・歴史的資産は本市の代表的な観光資源となっています。毎年、史跡・名所にちなんだ各まつりには市内外から多くの観光客が訪れます。

一方、観光施設の多くは建設から３０年から３５年ほど経過しているため、老朽化や経年劣化が進み、観光客が安全・快適に使用できるように施設を維持することが難しくなってきています。

県におかれましても、外国人旅行者の誘致を始めとした観光振興に様々取り組んでおられるところですが、県内の魅力ある観光資源を活かし、本県を訪れる観光客を増加させるためにも、各自治体における老朽化した観光施設のリニューアルを促進し、インバウンド観光に適した設備を整えるなど、施設を整備することは急務の課題であります。

ついては、**県におかれては、県内各地域の観光施設整備を一層促進するため、観光施設費等補助金の更なる充実を図っていただき、補助率どおりの交付をしていただけるよう要望します。**

１１　農地中間管理事業の制度改善について

〔豊橋市提出〕

県における農地中間管理事業は、貸出期間の制限や、複雑な手続が必要となること等から、「貸し手」が、この制度の利用に対し慎重になっており、平成２６年度における県の実績は、国の目標の１％という状況となっています。

現行の制度は、貸し手にとって、機構集積協力金の交付要件の貸出期間が１０年以上と長く、また、貸し手と借り手の双方にとって、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸借と比較し、貸付手続きに時間を要するなど、使い勝手の悪い制度となっております。

このような状況において、国は地方に対する農業振興関連の予算措置を、農地中間管理事業の実績に基づき配分することを示唆しています。具体的な国の農業振興関連予算の削減案は示されていませんが、農業者にとって、各自治体の当該予算の影響は非常に大きな問題であります。

ついては、**県におかれては、中間管理機構による農地の集積・集約が進むよう、貸し手に対しては、機構集積協力金の交付要件における貸出期間の弾力的な運用や税制面における負担軽減などの優遇措置が講じられるように、また、貸し手・借り手に対しては手続きの簡略化が図られるよう、他都道府県と連携して国に対して制度改善の働き掛けを行っていただくよう要望します。**

１２　三河港における自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について

〔豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市提出〕

三河港は、国内外自動車メーカーの輸出入の拠点港として重要な役割を担っており、平成２６年の完成自動車の輸入台数・金額は共に２２年連続日本一、輸出は全国２位を記録し、今後も完成自動車の取扱量の増加が見込まれています。

完成自動車の取扱量増加への対応として、蒲郡地区では昨年度、岸壁－11mが一部供用を開始し、神野ふ頭西地区では、ふ頭用地の造成に一部着手しているところですが、完成自動車の積出し用地や保管用地の不足により、各メーカーが埠頭から離れた場所に保管用地を確保せざるを得ない状況であることなど、自動車物流の効率化に支障をきたしています。

また、三河港の物流効率化を促進するため、三河港周辺臨港道路及び東名高速、国道２３号線等の主要幹線道路へのアクセス強化が求められています。

ついては、**三河港の物流・産業機能を強化するため、工業用地及びふ頭用地の確保や三河港周辺道路の整備といった、「第６次三河港港湾計画」に基づく港湾施設の整備を早期に実施するよう要望します。**

１３　道路標示の適切な補修について

〔半田市提出〕

半田市内においては、横断歩道や「止まれ」の表示など、公安委員会が管理する道路標示が経年劣化している箇所が多くみられます。

昨年１１月に開催された県・市懇談会においても、同様のテーマが提出され、予算が増額されるなど、我々の要望が形となって反映されたことにつきましては、大変感謝しています。

また、限られた予算を有効に使うため、警察署単位の執行ではなく、警察本部における一括契約で合理的に行われていること、緊急性があるものから優先順位をつけて実施することについては理解していますが、依然として「横断歩道」や「停止線」など、要望した箇所の補修が進んでいない状況です。

ついては、**交通安全対策を推進するに当たっては、地域住民の意向を反映させることが重要でありますことから、道路標示の補修に関しましても、地元自治体と警察署、県警本部との連携・情報共有がより緊密に図られることを要望します。**